

広島県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十九年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	廃止年月日
社会福祉法人 竹原市社会福 祉協議会	竹原市中央三丁目 一三番五号	ほのぼの居宅 介護支援事業 所	竹原市中央三丁目 八番一号	平成二九年九 月三〇日
株式会社 フ アーマシイ	福山市沖野上町四 丁目二三番二七号	フアーマシイ 第2センター 薬局	三次市東酒屋町天 狗松五四九番地一	平成二九年八 月三一日